



一般的に融資期間は長期にわたりため、担保不動産は、長期であります。特に、旅館・ホテルなどの事業用不動産の場合には、十分な検討が必要です。

③確実性の原則

店街など地域の状況によるもの、無道路地や崖地など物件の個別的な状況によるもの、神社、病院など不動産の用途によるものが挙げられます。また、建築資材に凝った豪奢な建物など、建築コストが極端に高い建物がまれにあります。これらは担保不適格とは言い切れませんが、換価処分時に建築コストに見合った価格で売れることはまずありませんので、このような物件を担保に取る場合、担保評価は保守的に考えたほうがよいでしょう。

さらに、不良債権化した担保不動産は往々にしてなかなか売れないことが多い、時間の経過とともに物件の価値が毀損していくことがあります。特に、旅館・ホテルなどの事業用不動産の場合には、大きな検討が必要です。

【図表】担保適格性一覧表

適格要件	不適格要件	内 容	具 体 例
①安全性	非永続性	物的安全性 (法令違反、譲渡制限等)	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法違反建築物 農業振興区域内の農用地 保安林 市街化調整区域内の土地
		私的権利の 安全性	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟中の物件 差押え登記のある物件 底地 共有地
②市場性 (流動性)	処分困難性 (非流動性)	地域要因	<ul style="list-style-type: none"> 企業城下町における基幹産業の撤退 郊外型ショッピングモールの影響で衰退する駅前商店街 質の劣る新興別荘地域
		個別の要因	<ul style="list-style-type: none"> 無道路地、崖地 道路敷地 極端な不整形地
		用途	<ul style="list-style-type: none"> 神社、寺院、墓地 病院 建築資材等に凝った建物 (担保としての評価は建築コストよりはるかに低くなる)
③確実性	不確実性	物的安全維持の 側面	<ul style="list-style-type: none"> 経過年数の長い木造建物 市街化調整区域への逆線引き予定地
		市場性維持の側面	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した木造アパート 大工場閉鎖後の従業員向け賃貸マンション レジャー施設
(管理容易性)	(管理困難)		(金融機関からみて遠隔地にある物件)
コンプライアンス要件 (法令+社会規範・企業倫理の遵守)	金融機関の社会性・公共性に反するもの		反社会的勢力、公序良俗違反の用途に供する物件、またはそれから提供を受ける物件

不動産鑑定士
神山 大典

1965年生まれ。栃木県足利市出身。1986年明治大学文学部史学地理学科中退。2000年株式会社三友システムアプレイザル入社。現在、同社取締役常務執行役員。不動産鑑定士、JAREC認定不動産戦略アドバイザー。主な著書に『不動産担保評価額算出マニュアル』などがある。

「からわかる不動産担保の実務」

スペシャリストがやさしく伝授!!



第2回：担保の適格性と不適格性

1.

担保の適格性と不適格性

今回、担保適格性と不適格性を中心に解説します（図表）。

担保適格性には、「安全性」「市場性（流動性）」「確実性」の三つの原則があります。

①安全性の原則

担保不動産は、貸出期間中にその価値が減少するものであつては、債権が回収できなくなるおそれがあります。そのため、担保不動産は、価格が安定して低下しないものが望ましいと考えられます。

安全性の内容として、「物的完全性」と「私的権利の完全性」が挙げられます。

「物的完全性」とは、土地や建物が現実に存在し、かつ合法的な状態にあるということです。東日本大震災では、地震による地盤沈下で土地が水没してしまうケースがありました。また、建物が倒壊していても登記は残っています。このような場合、実際に現

②市場性（流動性）の原則

担保不動産は、できるだけ換価処分が容易なものが望ましいとされており、筆者は、この市場性が最も重要な点だと考えます。安全性や確実性についても、広い意味で市場性のなかに包括されるものでしょう。したがって、市場性がなく処分が困難と考えられる物件は、担保不適格といえます。

市場性の内容としては、郊外型ショッピングモールの開業に

地で確認すればトラブルを未然に防ぐことができます。また、現実に存在しているものの公法上の規制に反するものや、権利

移転に許可が必要な不動産は、担保不適格といえるでしょう。

一方、不動産には、所有権や賃借権など多数の私法上の権利が成立し、これらの権利の内容により担保権そのものが否定されたり、換価処分が困難になります。担保不動産にはこれら私法上の権利にも安全性が求められ、これを「私的権利の完全性」といいます。



にわたつて価格や収益・権利が変動しない確実なものであることが望れます。

例えば、老朽化した木造アパートや、大規模工場の閉鎖により入居者が激減する可能性のあるものだけでなく地域の状況などについても注意しておく必要があります。

④その他

前述した三つの原則以外に、「管理の容易性」という原則も必要です。一般的に金融機関では、その営業区域内に担保不動産があることが原則です。担保不動産が営業区域外や遠隔地にあると、担保建物が取り壊されるなどというような担保価値を減少させる行為が行われたとしても、目が届かないために、そのまま放置される危険性があるからです。

の有無、墓地、汚水処理場等嫌悪施設の存在の有無、などをチェックします。

(2) リスク要因の認識

ここまで、聞き慣れない用語なども出てきたかもしれません。が、これらの法令制限等や現地調査事項については、本連載のなかで今後詳しく解説していくので、今は「不動産というのには色々なリスク要因があるのだな」という程度に認識しておいていただければ十分です。

適格性のチェックは事前にすべてができるわけではなく、また適格性にやや難があつたとしても担保として取得するかどうかは別の問題です。むしろ、すべてにおいてピカピカの物件といふのは少ないかもしれません。適格性や担保取得の可否は各々のJAでルールがあると思いますので、実務ではそれに沿うとして、一方で「この物件はどのようなり스크が潜んでいるのか」というリスク感覚を養うことが大切です。

積算評価と収益評価

▶ 従来、金融機関の担保評価は、システムによる積算評価を中心に行われてきましたが、最近では収益評価も導入され始めており、担保評価も徐々に変化してきています。

また、アパートや賃貸マンションなどの、いわゆる収益物件は、積算評価と収益評価で評価額に差が出ることがあり、不動産市況が好調なときは、特にその差が大きくなることがあります。

このようなときに、積算評価と収益評価と、どちらを重視するべきなのでしょうか?

とても悩ましい問題で、筆者も金融機関からよく相談を受けますが、残念ながら正解といえるものはありません。

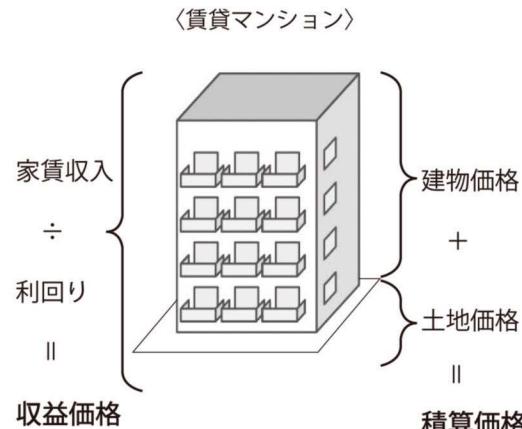
しかし、ホテルやゴルフ場など従来からの事業用不動産に加え、最近では、物流施設、ヘルスケア関連施設、病院など、様々な用途の不動産が融資対象として登場しており、収益評価の重要性はますます高まっています。

▶ 昨年には日本で初めてヘルスケア・リートが上場しましたが、J－REITの動き

はやがて身近な不動産の資金需要へと波及していきますので、その動向はよく注視しておいたほうがよいでしょう。

不動産というものはリスク資産ですので、伝統的な担保評価の考え方を大切にするのはもちろんのこと、現実の資金需要にどう対応していくか、どのようにリスクを判断し融資を行っていくか、という姿勢をもつこともあわせて大切なことです。

(積算評価と収益評価のイメージ図)



コレは
必ず押さえておこう

方であり、今後は考え方が変化する部分もあるかもしれません。つぎに、二つの例を採りあげます。

例1.. 底地（借地権が付いた土地の所有権）

処分の困難性等から、市場性に劣り、担保不適格と考えられていますが、別の見方をすると、長期にわたつて安定的に地代収入が得られるという見方もあり、底地がポートフォリオに組み入れられているJ－REITの銘柄もあります。

また、事業用定期借地権が設代収入が得られるという見方もあり、底地がポートフォリオに組み入れられているJ－REITの銘柄もあります。

2. 実務における適格性のチェック

(1) チェックする点

さて、では具体的に実務においてどのような点をチェックす

③現地調査

未登記建物や未登記増築の有無、担保提供以外の登記建物の有無、第三者的利用の有無、テナントの入居状況、反社会的勢力、風俗店、宗教団体等の存在

が、これに違反する物件は担保を得ないというケースも多いです。また、前述の内容は、いわば伝統的な担保適格性に関する考え方であり、今後は考え方が変化する部分もあるかもしれません。つぎに、二つの例を採りあげます。

例2.. 郊外型ショッピングモールの影響で衰退する駅前商店街

商業収益が落ち、いわゆるシヤツター商店街になってしまいます。可能性もあり、厳しい見方をしてしまうのもやむを得ません。

しかし、一方で、駅前という立地に着目すると、土地価格が相応の水準であればマンションを建設しても採算が取れるわけで、駅近くのマンション用地としては注目度は上がります。そのようなケースであれば、むしろ積極的に融資をするのではないで

しょうか。

②法令制限等

接道義務、建ぺい率・容積率など建築基準法上の制限を満たしているか、市街化調整区域に再建築が可能かどうか、用途地域や開発許可など都市計画法上の制限を満たしているか、自治体の条例等の各種法令制限を満たしているか、などをチェックします。

ればよいのか、主なものをみていきましょう。

①謄本（全部事項証明）や公団買戻特約の（仮）登記の有無、無、借地権・地上権・地役権等の権利設定の有無、土地や建物の所有権者と融資申込人が同一か、土地の地目が「田」「畑」ではないか、第三者の土地の介在の有無、などをチェックします。

債務者属性の問題ではあります

が、これに違反する物件は担保を得ないというケースも多いです。

いくという姿勢も考えられます。また、前述の内容は、いわば伝統的な担保適格性に関する考え方であり、今後は考え方が変化する部分もあるかもしれません。つぎに、二つの例を採りあげます。

例2.. 郊外型ショッピングモールの影響で衰退する駅前商店街

商業収益が落ち、いわゆるシヤツター商店街になってしまいます。可能性もあり、厳しい見方をしてしまうのもやむを得ません。

しかし、一方で、駅前という立地に着目すると、土地価格が相応の水準であればマンションを建設しても採算が取れるわけで、駅近くのマンション用地としては注目度は上がります。そのようなケースであれば、むしろ積極的に融資をするのではないで